

40歳から74歳までの
被扶養者及び任意継続組合員の皆様へ

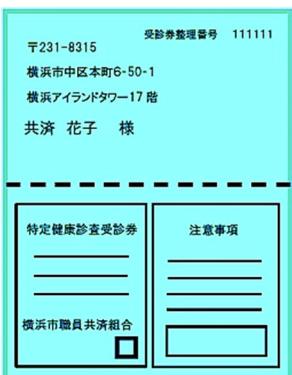
横浜市職員共済組合 医療福祉課

令和7年度 特定健康診査受診券の送付について

当組合では、生活習慣病の予防のために、令和7年4月1日在籍する年度末年齢が40歳から74歳(※)までの被扶養者及び任意継続組合員の方へ、特定健康診査受診券を配付しています。今回の受診券が届いた皆様は、無料で、「特定健診」を受診することができます。からだの変化に気づくため毎年、ご受診ください。(※)今年度末までに75歳になる方は、誕生日の前日まで受診できます。

1 送付書類

- ① 特定健康診査受診券（水色の券）



- ② パンフレット

令和7年度 総合健診・がん検診のご案内



2 受診期限

令和8年3月31日まで ※資格喪失後は受診できませんのでご注意ください。

既に資格喪失されている場合も、行き違いでこのご案内が届いてしまう場合がありますが、ご容赦くださいますようお願いします。資格喪失日以降は受診できませんので、お手数ですが破棄してください。

3 お申込方法など

<p style="text-align: center;">無料</p> <p>お近くの医療機関で受診したい （「特定健診」のみ受診する場合） 全国約50,000か所の医療機関</p>	<p>受診券は全国約50,000か所の医療機関でご利用いただけます。 かかりつけ医などで受診をご希望の方におすすめです。 予約方法は、同封のパンフレット16ページをご確認ください。</p>
<p style="text-align: center;">一部有料</p> <p>「総合健診」で受診したい 「がん検診」と一緒に受診したい 約50か所の健診機関</p>	<p>当組合が指定する約50か所の健診機関では、「特定健診」よりも検査項目が豊富な「総合健診」を自己負担4,000円で受診できます。また、「がん検診」と一緒に受診することも可能です。 詳細は、同封のパンフレットをご確認ください。 ※「特定健診」を「がん検診」と一緒に受診する場合や、「総合健診」を受診する場合は、なるべく令和7年12月末までに受診をお願いします。</p>

令和6年12月2日に保険証の新規発行が廃止されたことに伴い、予約先の受診機関で保険資格の確認方法が変更されている場合があります。
予約時に持ち物をご確認いただくようお願いします。

4 よくあるご質問



水色の受診券を紛失してしまいました。

再発行することができます。次の手順で再発行の申請をお願いします。

- 1 共済組合 WEB ページ(<https://yokohama-kyosai.or.jp/>)の「申請書類一覧」にアクセス。
- 2 「53. 特定健康診査受診券 再交付申請書」に必要事項を記入し、当組合へ提出してください。
※ 受診は年度内に1回までです。
- ※ 申請書受領後、交付までに1週間程度かかります。



肺のレントゲンなど、他の検査も受けたいのですが…。

当組合では、「特定健診」の検査項目に肺のレントゲン等を加えた「総合健診」を実施しています。特定健康診査受診券が届いた方は、**4,000 円の自己負担**で受診することができます。ご予約の前に、同封のパンフレットを必ずご確認ください。

※「総合健診」と「特定健診」は、年度内にどちらか1回しか受診できません。



がん検診も同時に受けたいのですが…。

当組合が指定する健診機関の一部では、「特定健診」と「がん検診」と一緒に受診することができます。ご予約の前に、同封のパンフレットを必ずご確認ください。



5 パート先等の勤務先で、健康診断を受ける予定の方へ

令和7年度中に勤務先で健康診断を受診する予定の方は、今回ご案内している「特定健診」を受診する必要はありませんが、当組合では国への実施報告のため、健診結果を集めています。「特定健診」を受診されていない方を対象にした受診勧奨とともに、提出方法をご案内する予定ですので、ご協力をお願いいたします。

お問合せ先：横浜市職員共済組合 医療福祉課 福祉事業係
〒231-8315 横浜市中区本町6丁目50番地1

横浜アイランドタワー17階

TEL 045-671-3400 / FAX 045-641-0915

横浜市職員共済組合 WEB ページ（健診）

<https://yokohama-kyosai.or.jp/hoken/kenshin>

